



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

三井生命福岡祇園ビル3階

発行人 会長 梅原祐治 TEL (092) 283-7177・FAX (092) 283-7176

第6回「会員の集い」福岡県連祇園支部



あいさつされる博多税務署の石橋署長
橋署長のあいさつでは「イータックス利用のさらなる協力」や「ICTの定着」を呼びかけられました。

引き続き石橋署長には「ザ・マルサ」の演題で卓話があり、ストーリー仕立てのDVD観賞と、署長ご自身の査察部時代のご経験の一端を披露されました。金属探知機で庭を捜索、いわゆる特殊関係人には気をつける等、興味深いお話に会員の皆さんも熱心に聞き入っておられました。

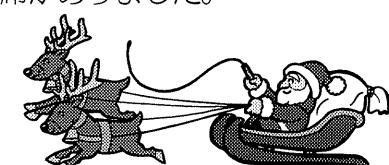
その後、会員330名に成長した同支部の現況報告、会員拡大に協力いただいた会員紹介者表敬では、梅原会長が紹介者に表敬状と記念品を手渡しました。

第2部は会場を移しての異業種交流会。昨年と同じ9階のフランス料理のお店ラ・スリーポール・ボキューズ博多では、各テーブルで料理とワイン等に舌鼓を打ちながら会話も弾み、盛り上がったところで会員さんでプロマジシャンの大江戸ジュリさんによる手品ととても楽しいトーク、会員さんの自己紹介・事業PRなどがあり賑わいました。最後は会員を代表して吉野利秀さんに締めくくっていただき、お開きとなりました。

毎年、11月11日～17日は「税を考える週間」です。当会では例年、この期間に合わせて「会員の集い」というイベントを開催しています。今年は11月14日に、JR博多シティ9階で第6回目を開催しました。

当日は、来賓として博多税務署から石橋信好署長、和久秀也副署長、奥本一彦個人課税第1部門統括官、和泉智文特別記帳指導官、横山公江記帳指導推進官、九州北部税理士会博多支部の李明守派遺税理士、同支部の会員、同県連傘下の各会からも役職員など約60名の出席がありました。

第1部、梅原会長のあいさつでは「会計ソフトを駆使した指導面の一層の充実」や「支部から会への昇格」などを表明しました。続いて石



引き続き石橋署長では「イータックス利用のさらなる協力」や「ICTの定着」を呼びかけられました。

まもなく「決算」です。

決算は、一年間の損益(所得)を計算し、各帳簿を締め切り、必要な修正を加えた後、損益計算書・貸借対照表などの決算書を作成する手続きです。

◆ 複式簿記・簡易簿記の決算

1. 商品、製品などの棚卸と棚卸表の作成
2. 諸帳簿の累計の算出
3. 決算に必要な修正事項の整理と帳簿への記入
 - (1) 未収金・前受金などの整理
 - (2) 事業主貸・借などの整理
 - (3) 家事消費などの整理
 - (4) 未払金・前払金などの整理
 - (5) 家事関連費の区分整理
 - (6) 資本的支出などの整理
 - (7) 減価償却費の計算
 - (8) 不良債権の整理
 - (9) 引当金勘定の繰入額などの計算
4. 決算書の作成



【留意事項】

◎事業所得

- ・自家消費も売上となります。

商品や製品などを家用に使用したり贈答用に使用した場合には、売上に計上する必要があります。

計上する金額は原則としてその販売価額となります。次の金額によることもできます。

「仕入金額」または「販売価額×70%」のいずれか大きい額

◎不動産所得

- ・敷金・保証金の取り扱い

敷金・保証金等を受け取った場合、原則的には預り金となります。返金しない金額が確定している場合には収入に計上する必要があります。

- ・未収入の家賃も売上です。

家賃の支払期日が到来しているにもかかわらず、家賃を支払ってくれない場合であっても、原則として収入に計上しなければなりません。

特にご注意を!

確定申告の案内ハガキが税務署より1月中旬に郵送される予定です。

税務署からのハガキには、皆さまの個人情報が記載されておりますので、大切に保管し、

確定申告の際には必ず当会をご持参下さいようお願い致します。

なお、確定申告はe-Taxにより行いますので、確定申告書用紙は不要です。



注意!

さあ 年末調整です! 準備を始めて下さい!

専従者や従業員に給与や賞与を支給している個人事業主は、原則として本年最後の給与を支払うときに『年末調整』をしなくてはなりません。

年末調整とは、1年間の給与収入から国民年金や国民健康保険料、生命保険料等の掛金額、扶養控除等による所得控除を差し引いて、毎月預かっていた概算の所得税との調整を行うことをいいます。

年末調整を計算したうえで、7月～12月分の預かった税金を納めて下さい。

納付期限は**1月13日(火)**です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!)

源泉所得税納付期限（毎月納付）	平成26年1月13日（火）
源泉所得税納付期限（半年納付）	平成26年1月20日（火）
給与支払報告書の提出	平成26年2月2日（月）

年末調整集合指導会

集合指導形式（各自ご自分で作成されたものを確認します）

日 時	12月22日(月)・1月6日(火) 10時～12時 13時～16時※所要時間は、おおむね30～40分程度です
必要書類	<ul style="list-style-type: none">源泉徴収簿（月別の各人別給与・賞与の金額 7月～12月までの合計額）控除証明書（国民年金・国民健康保険・生命保険・地震保険・企業共済等）税務署から送られてきた納付書（当会ではご用意できません）従業員及び従業員の扶養家族の氏名・住所・生年月日印鑑
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。 ※代行を依頼される方は一事業所につき、下記の手数料が必要となります 2,160円(1名分含む) + 従業員1名増につき1,080円を加算

補助金を活用し「無料」で経営相談できます!

事業をしていると何かと悩みは尽きませんよね。そんな事業者に対して、国(中小企業庁)が無料で支援してくれる制度があるのをご存知ですか?一つの分野において10年以上の職歴をもつ専門家(シニア人材)が、経営課題を抱える中小事業者に、経営顧問・アドバイザーとして解決にあたってくれます。一事業者につき最大5回まで無料とのことです。興味のある方は当会までご連絡ください。

12月29日(月)は会費口座振替日

今月の**12月29日(月)**が口座振替日です。同封の『会費等納入のお願い』をご確認下さい。ご不明な点がございましたら、**12月15日(月)**までにご連絡をお願いします。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内に記載の口座へお振り込みいただけ、ご持参下さいようお願い致します。

税務相談日のお知らせ

(税理士による無料相談)

ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

12月2日(火)・12月22日(月)・1月6日(火)

※各日10時～12時／13時～16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々

※上記は都合により変更する場合がございます。

今月の行事予定日	行事予定日	行事内容
	12月1日(月)～2日(金)	
	12月8日(月)～12日(金)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできません。 ご了承下さい。
	12月16日(火)～19日(金)	
	12月24日(水)	会計ソフトブルーリターンA 初級無料講習会
	12月26日(金)	仕事納め(午後から事務所整理) ※仕事始め1月5日(月)

祇園支部NEWS

メール: info@aoiro-f.com
H P : <http://aoiro-fukuoka.seesaa.net/>
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

いよいよ、今年も残すところ1ヶ月を切りました。

事務局では入会の問い合わせや、久しぶりにお声を聞く会員さんからのお電話で、バタバタして参りました。予約もご希望の日時にお応えできにくくなり始めましたので、ご連絡はお早めにお願い致します。